2026年度 兵庫県立姫路飾西高等学校 いじめ防止基本方針

１　学校の方針

本校は校訓「自律・協同・創造」の精神を基本とし、知性と徳性を備え、強い意志と健やかな体を持ち、広い視野に立って洞察し行動できる力を持った「こころ豊かで自立した人間」を育成することを目標としている。また、他者を思いやり、尊重し、命や人権を大切にする心を育てる生徒指導を行うことを、教育活動の重点の一つとしている。全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

２　いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめはどの学校でも起こり得る」もので、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多いため発見しにくい。また、暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。さらに、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することもある。いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在しうる。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

以上のいじめの共通認識をすべての教職員が持ち、平素より生徒との面談等を密にして生徒の微妙な変化を察知するとともに、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを抑止し、いじめを許さない学校づくり」を推進するために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

３　いじめ防止等に関する学校の取り組み

(1)　いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

特定の教職員が問題を抱え込むことがないように、心のサポートチーム（管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される）を中心とした情報共有の体制をつくり、実行性の高い取り組みにする。また、学校だけでは対応が困難な事案について、キャンパスカウンセラー等を活用して、専門的・多角的な支援をおこなう。

別紙１　校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙２　チェックリスト

⑵　未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、豊かな心の育成に努める。また、生徒一人一人が当事者の立場に立って、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、年間の指導計画を別に定める。

別紙３　年間指導計画

⑶　早期発見

日常的な実態把握のために、教職員による日常的な観察、個別面談、いじめアンケートなどによる定期的な情報収集をおこなう。また、相談しやすい環境づくりもおこなう。

⑷　早期対応

いじめの疑いに関する正確な実態把握、迅速な対応をおこなうため、心のサポートチームを中心とした組織的対応をおこなう。

別紙４　組織的対応

⑸　インターネットを通じて行われるいじめへの対応

スマートフォンのＳＮＳ等によるネットいじめの増加に対応するため、情報モラル教育の充実を推進する。また、生徒が自ら考えた「姫路飾西新スマホ三ヶ条」を中心に人権感覚の向上を促す。また、保護者に対して、インターネット利用に伴う危険性、家庭のルールづくりなどの理解と実行を求める。

４　重大事態への対応

⑴　重大事態とは

一　いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○　生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

二　いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

⑵　重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長を中心として、心のサポートチームに外部の専門家であるキャンパスカウンセラー等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

別紙1

Ⅰ　校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の対応にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「こころのサポートチーム（いじめ対策・特別支援）」である。
＊対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成25年１月版）を参照

心のサポートチーム

○校長、教頭及び生徒支援部長を中心に、学年副主任、養護教諭で編成する。
（事案の状況に応じて、関係職員及びキャンパスカウンセラー、民生・児童委員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する）
○特別支援教育委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】

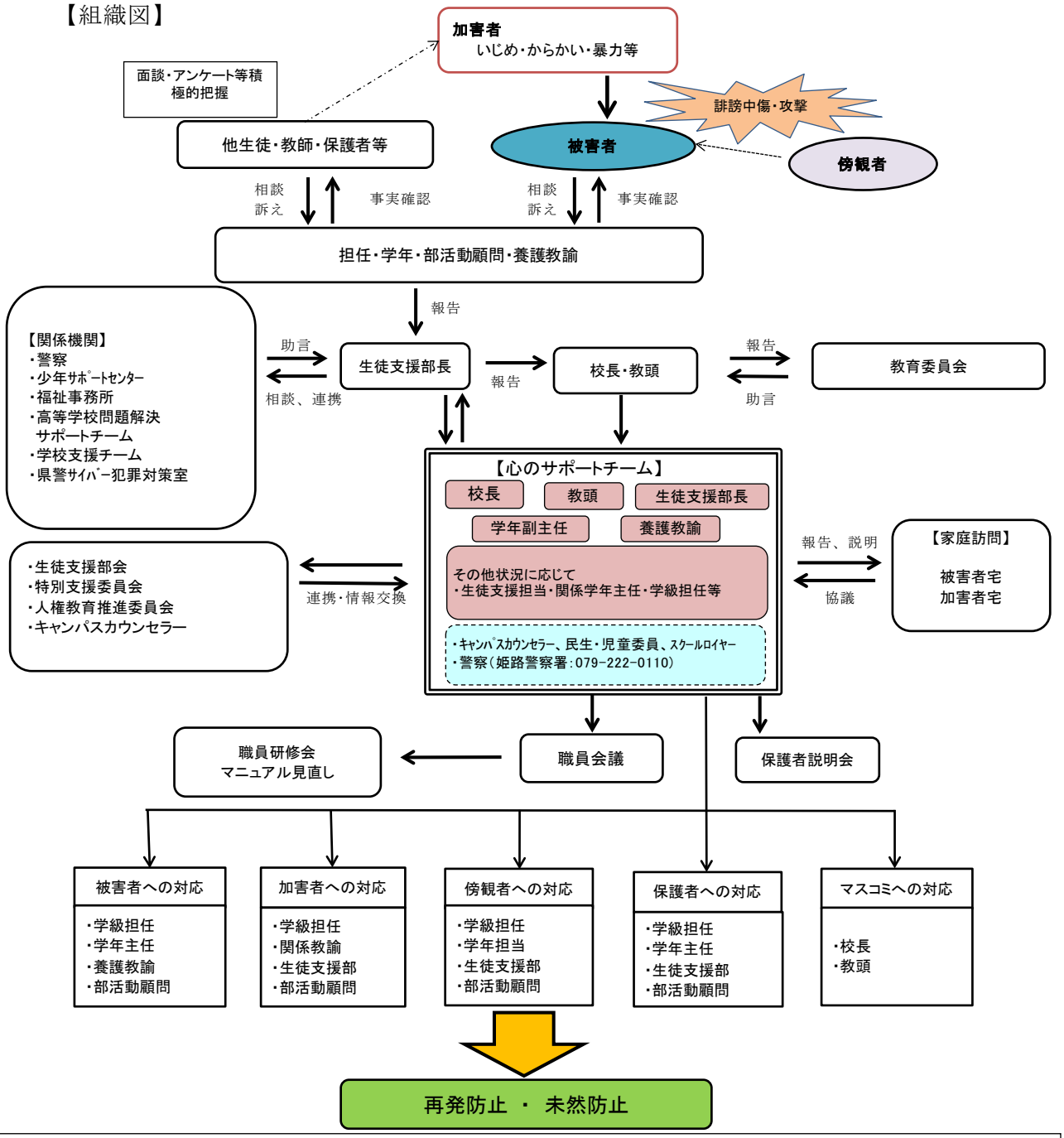

温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒支援等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気作りが大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

別紙2

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- □ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- □ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- □ 班にすると机と机の間に隙間がある
- □ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- □ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- □ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- □ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- □ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- □ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- □ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- □ おどおどしていて、話す時不安な表情をする
- □ 下を向いて視線を合わせようとしない
- □ 早退や一人で下校することが 増える
- □ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- □ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- □ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- □ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- □ わざとらしくはしゃいでいる
- □ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- □ 遅刻・欠席が多くなる
- □ ときどき涙ぐんでいる
- □ 周囲が何となくざわついている
- □ 発言を強要され、突然個人名が出される
- □ にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- □ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- □ 班編成の時に孤立しがちである
- □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- □ 決められた座席と違う場所に座っている
- □ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- □ 一人でいることが多い
- □ 教室へいつも遅れて入ってくる
- □ 教職員の近くにいたがる
- □ ひどいアダ名で呼ばれる
- □ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- □ 好きな物を他の生徒にあげる
- □ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- □ 弁当を一人で食べることが多い
- □ 他の生徒の机から机を少し離している
- □ 食べ物にいたずらされる
- □ 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- □ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- □ 目の前にゴミを捨てられる
- □ 一人で離れて掃除をしている
- □ 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- □ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- □ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- □ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- □ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- □ 理由もなく成績が突然下がる
- □ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- □ 顔や手足にすり傷やあざがある
- □ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- □ 多くのストレスを抱えている
- □ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- □ 教職員によって態度を変える
- □ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- □ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- □ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- □ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- □ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- □ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- □ 教職員の指導を素直に受け取れない
- □ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- □ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- □ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- □ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

別紙3

Ⅱ　年間指導計画

学校教育目標	一人一人の個性・能力を伸ばし、人間力や学力の向上を図り、希望進路の実現を目指す。
	家庭や地域と連携して、信頼される学校づくり、魅力ある学校づくりを推進する。

心のサポートチーム　：校長　教頭　生徒支援部長　生徒支援副部長
（いじめ対策・特別支援）　各学年副主任　養護教諭
＊状況に応じて関係職員等も含めて編成

関係機関：　姫路警察　222-0110
姫路少年ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ　285-4668
県警サイバー犯罪対策室078-341-7441

《年間指導計画》

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	心のサポートチーム ・中学校からの引き継ぎ(中学校からの書類は保健室保管) ・指導方針の確認 職員会議 ※1	新入生実態把握調査 ※4 （オリエンテーション） スマホ3ヶ条ポスター掲示 HR・特別活動	※2 個人面談 個人状況把握 ※3
5月	事案発生時、緊急対応会議の適時開催（通年）	SNSトラブル防止講演会 人間関係づくり 学級・学年づくり	
6月	保護者向け啓発 （ネットいじめを含む） HPにアップ※5	スマホ社会実験 ※7 （鷹山祭） スマホアンケート	授業公開
7月		（球技大会） （交通安全指導）	いじめアンケート 三者面談 個人状況把握 ※6
8月		カウンセリングマインド（特別支援）研修 ※11	
9月	心のサポートチーム ・情報共有 職員会議	（2年修学旅行）	個人面談 個人状況把握
10月		人間関係づくり 学級・学年づくり （体育祭）	
11月		※9	授業公開
12月		人権教育研修 ※8 （綱引き大会）	いじめアンケート 三者面談・個人状況把握
1月	心のサポートチーム ・情報共有 職員会議	カウンセリングマインド研修	個人面談 個人状況把握
2月			いじめアンケート
3月	心のサポートチーム ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正 ・中学校との引き継ぎ	次年度に向けクラスづくり （球技大会）（ふるさと美化活動） 情報教育セミナー ※10	

未然防止、早期発見に向けて

1　すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。

2　いじめ対応チームを中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。

3　各個人の様子を毎週の生徒支援部会・学年会議等で情報交換し、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。

4　各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で組織的に対応する。

5　年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。

※1　職員会議
いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※2　いじめアンケート
1年に3回（7月・12月・2月）、休み中の状況把握と同時に、いじめの実態把握のアンケートを実施する。

※3　個人面談／個人状況把握
年度当初、各考査後等の区切りごとに個人面談を実施し、クラス内の生活状況把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。

※4　新入生実態把握調査
新入生、保護者を対象とした面談をもとに特別支援の計画等を作成する。

※5　保護者向け啓発／研修
ホームページや合格者説明会等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知するとともに、様々な情報を収集する。

※6　三者面談
7月，12月の長期休業の前に保護者、生徒と三者面談を行い、家庭 の様子を把握し、いじめが起こっていないか確認をする。

※7　スマホ社会実験・スマホアンケート
鷹山祭まで、スマホの校内使用時間を拡大して生活状況を俯瞰する。生徒会が生徒にアンケートを取り、飾西高生のスマホ利用状況を客観的に分析し、検証活動を実施する。

※8　人権教育研修
人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等についての研修会を実施する。

※9　学級・学年づくり／人間関係づくり
前期、後期を通して、クラスや学年の人間関係づくりについてLHR等で学習する。

※10　情報教育セミナー
新入生とその保護者に、入学を前に SNS の正しい使用について理解を深め、家庭でのルールについて考えていただく。

※11　カウンセリングマインド研修
ロールプレイ等、研修の実施方法を工夫するなど効果的な研修を実施する。

別紙4

Ⅲ　組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合には心のサポートチームを中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。
取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。

未然防止

1　日々の生徒観察
2　面談、カウンセリング
3　いじめアンケート
4　情報収集（生徒、保護者、地域住民等）
5　気づきメモ

1　休み時間や放課後等の雑談を心がけ、グループの人間関係に目を配る
2　教員の目の届かない時間の洗い出し、建物の死角などを見直し巡回する
3　顔の表情や、普段と違う言動が見られたら、じっくりと話を聞き背景を探る
4　その場で書けない場合も考え、家庭に持ち帰って書かせる等工夫する
5　常に家庭とも連絡を取り情報収集に努めるとともに、地域にも協力を求める

いじめ発見

担任・関係教職員 ⇄ 心のサポートチーム

事実確認　1　加害者、被害者
　　2　時間、場所
　　3　内容
　　4　背景、要因
　　5　期間

→ 情報共有 → 指導体制 方針決定 → 生徒への指導・支援 心配・不安を取り除く 保護者と連携 → 再発防止

関係機関

被害者への対応（1 受容→2 安心→3 見通し→4 自信・回復→5 成長）
1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す
3 必ず解決できる希望が持てることを伝える
4 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する
5 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる
※一緒に考え、行動することで、被害生徒のエンパワメントを高め、いじめを克服する力をつける

被害者の保護者への対応
・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
・学校の方針への理解を求める
・今後も家庭との連携を図る

保護者からの相談への対応
・保護者がいじめられていると思いこんで訴えてきた場合、クレーム扱いせず、丁寧に事実確認をする。
・事実が確認できない場合は、学校の対応方法を冷静に説明し、理解を求め、今後も引き続き見守っていくことを伝える。

加害者への対応（1 確認・傾聴→2 内省→3 処遇→4 相談・連携→5 回復）
1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、生徒の背景にも目を向け指導する
2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
4 状況に応じて、警察へ相談、通報し連携する。
5 表面的な解決だけを求めず、継続的に必要な指導を行う
※心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の上、心理的ケアを十分に行う

加害者の保護者への対応
・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める
・被害者への謝罪等について話し合う

【教職員研修】
カウンセリングマインド研修
情報モラル研修
人権教育研修　等

傍観者、クラスへの対応
・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す
・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
・クラスで被害者の心の苦しさを理解させ、止められなかった心の弱さに焦点を当てて指導する
・いじめに関するマスコミ報道や体験事例、生徒作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの　問題として意識させる

早期発見、未然防止へ

ネット上でのいじめが発生した時の対応

いじめ発見・相談 → 書き込みの確認、内容保存 / プリントアウト、カメラ撮影 → サイト管理者へ削除依頼 → 県警本部サイバー犯罪対策課 人権法務局人権擁護課　等に相談

☆生徒への指導ポイント
1　SNSでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
2　匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること（悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
3　インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、ツイッター等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携を進める。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案（重大事態）が発生した場合

・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長を中心として、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口に、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
・キャンパスカウンセラーなど外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。